

令和4年11月25日 招集

令和4年門真市教育委員会第11回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第11回定例会
 令和4年11月25日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日 程	事件番号	件 名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第29号	令和4年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について	1
第4	議案第30号	令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の参加について	3
第5	議案第31号	門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について	9
第6	議案第32号	門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の一部改正について	11
第7	議案第33号	令和4年度教育費補正予算の見積り申出について	13
第8	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告	—
第9		諸報告	15

議案第29号

令和4年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表について

令和4年度中学生チャレンジテスト（3年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和4年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和4年度中学生チャレンジテスト（3年生）の結果が11月に大阪府から公表されることに伴い、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

令和4年度 中学生チャレンジテスト（3年生）

結果概要（公表内容）

中学3年生（国語・社会・数学・理科・英語）

平均得点

標準化得点

アンケート結果

門真市の取組

議案第30号

令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の参加について

令和5年度ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）の参加するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和5年度から実施されるICT活用による子どもの体力向上事業について、実施要領に基づき、調査へ参加するにあたり、本案を提出するものです。

令和5年度 ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）に関する実施要領（案）

1 調査の目的

- (1) 子どもの体力・運動能力等の状況に鑑み、大阪府の子どもの体力・運動能力及び運動・生活習慣等の実態を把握・分析することにより、子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 市町村教育委員会、公立小学校及び義務教育学校前期課程(以下、小学校という)が自らの子どもの体力・運動能力の向上に係る施策や取組の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 小学校が子ども一人ひとりの体力・運動能力や運動・生活習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

2 調査の名称

令和5年度 ICT活用による子どもの体力向上事業（小学3・4年生スポーツテスト）

3 調査の対象及び調査内容

(1) 児童

① 調査対象者

府内小学校の3・4年生全員

ただし、支援学級に在籍している児童については、その障がいの状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

② 調査内容

ア 実技に関する調査（測定方法等については、新体力テストと同様）

〈テスト項目〉

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

イ 生活習慣等に関する調査（運動・生活習慣等に関するもの）

(2) 学校

① 調査対象校

府内小学校

② 調査内容

体力づくり推進計画（アクションプラン）（体力向上に係る学校の取組等）

4 調査実施日等

(1) 児童

① 実技に関する調査の実施期間

令和5年4月から7月末までの期間に実施する。

② 生活習慣等に関する調査の実施期間

令和5年4月から7月末までの期間に実施する。

③ 調査実施に関するスケジュール

別紙フロー図のとおりとする。

(2) 学校

体力づくり推進計画策定期間

ア 令和5年4月末までの期間に、前年度までにおける児童の体力・運動能力や運動・生活習慣等の状況から、学校における体育・健康等に関する指導の計画を策定する。

イ 調査結果到着から9月末までの期間に、調査結果を踏まえて見直し等を行った上記計画を策定する。

5 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする。

(1) 調査は、大阪府教育委員会が、学校の設置者である市町村教育委員会の協力を得て実施する。

(2) 市町村教育委員会は、学校の設置者として調査に協力し、自らが設置管理する小学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。

(3) 小学校は、校長を調査責任者として、設置者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

6 調査結果の取扱い

大阪府教育委員会は、以下のとおり、調査結果を示し、各市町村教育委員会及び各小学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、大阪府教育委員会及び各市町村教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

大阪府教育委員会は、本調査の結果として、以下の事項等を示す。

① 実技に関する調査の結果として、

ア 各種目等の平均値、平均値の分布等がわかる図等

イ 総合評価の段階別割合

② 生活習慣等に関する調査の結果として、

ア 各項目の回答状況

イ 各項目の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析

(2) 調査結果等の提供

各市町村教育委員会、各小学校及び各児童に対する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、各市町村教育委員会、各小学校、各児童に対して、以下の調査結果を提供する。

ア 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における小学校全体の状況及びその設置管理する各小学校の状況に関する調査結果

イ 小学校に対しては、当該小学校全体の状況及び各児童に関する調査結果及び個人票

ウ 児童に対しては、当該児童に関する個人票

エ その他、調査の目的の達成に資する調査結果

(3) 調査結果の活用

各市町村教育委員会、各小学校及び大阪府教育委員会においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

① 各市町村教育委員会、各小学校においては、多面的な分析を行い、自らの子どもの体力・運動能力及び子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、子どもの体力・運動能力及び子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に取り組むこと。

② 各小学校においては、調査結果を踏まえ、各児童の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。

③ 各市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、各小学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子どもの体力・運動能力及び子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。

④ 大阪府教育委員会は、児童の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、体力・運動能力及び子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各市町村教育委員会、各小学校における取組に対して必要な支援等を行うなど、子どもの体力・運動能力及び子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全府的な取組を進めることとする。

7 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置者である市町村教育委員会においては、所管の小学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

8 留意事項

(1) 各市町村教育委員会、各小学校における調査の実施及び調査結果の活用等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

- ① 各市町村教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の小学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- ② 各小学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会、小学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童、保護者等の関係者に周知すること。
- ④ 各市町村教育委員会、各小学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 各市町村教育委員会、各小学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
- ⑥ 各市町村教育委員会、各小学校は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
- ⑦ 各市町村教育委員会、各小学校においては、調査結果の分析やこれを活用して子どもの体力・運動能力及び子どもの体力・運動能力の向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

大阪府教育委員会、各市町村教育委員会、各小学校においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 教育課程上の位置付け

実技調査及び生活習慣等調査については、市町村教育委員会及び小学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育科の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。

(4) 実技調査実施上の一般的注意

- ① 実技調査の実施に当たっては、児童の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童は、当日は調査を行わず、各小学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を講ずること。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。

- ② 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ③ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ④ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、『学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル』等を参考に感染症対策を講じて実施すること。特に実技テストの実施に当たっては、各生活圏の感染状況を十分に踏まえつつ、以下の点に留意すること。
- 可能な限り屋外で実施することとするが、気温が高い日などは上記②に記載のとおり、熱中症に注意すること。
 - 屋内での実施が想定されるテスト（例えば、上体起こしや長座体前屈）については、児童の間隔を十分にとるとともに、少人数毎の実施とすること。
 - 上体起こしについては、児童同士が向かい合うことが想定されるため、相手の足を支える児童については、熱中症のリスクがない場合にはマスクを着用すること。
 - 生活圏の感染状況が悪化している場合には、直ちに中止とするのではなく、実施時期を可能な限り後ろ倒しにする等の柔軟な対応を検討すること。
 - 上記の感染症対策を講じてもおお、感染のリスクが高い場合には、実施可能なテスト項目のみの実施となっても差し支えないこと。

議案第31号

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

定年引上げに係る、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪府条例第4号）の改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2～3 略</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間45分（休憩時間を除く。）とする。ただし、<u>育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内（休憩時間を除く。）で、別に定める時間の割振りとする。</p> <p>2～3 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第32号

門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の一部改正について

門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則（平成28年3月25日門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

定年引上げに係る、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則（平成28年門真市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委員会への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第16条 条例第3条の教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第22条の4第1項</u>の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 略</p>	<p>（委員会への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第16条 条例第3条の教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により職員として採用された場合</p> <p>(3) 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則（以下「新規則」という。）第16条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。
- 3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第16条の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第33号

令和4年度教育費補正予算の見積り申出について

令和4年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和4年11月25日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和4年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 63,584	○施策評価対象外事業 学校予算配当事業	千円 63,584 需用費 光熱水費 63,584

(款) 教育費

(項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円 38,871	○施策評価対象外事業 学校予算配当事業	千円 38,871 需用費 光熱水費 38,871

(款) 教育費

(項) 幼稚園費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
幼稚園管理費	千円 295	○就学前教育・保育の充実 公立幼稚園運営事業	千円 295 需用費 光熱水費 295

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和5年度門真市立学校教職員人事取扱要領について